

特別滞納調査室による税債権以外の市債権の直接回収

福岡県北九州市

人口：989,830 人

面積：487.66 km²

取組の概要

各所管局が賦課徴収等を行っている税以外の市債権について、滞納整理のノウハウを持つ特別滞納調査室に案件を引継ぎ、財産調査、差押え、公売等法的整理を進め収入未済額の縮減を図る。

取組の紹介

1 取組の背景

- ・ 市税以外の債権は各局で調定し徴収に当たっているが、徴収専任の職員を配置しておらず、兼務対応としている。
- ・ また、収入未済額が多額に上っており、しかも近年増加し続けている。
- ・ このため、市民負担の公平性を確保し、収入未済額の縮減を図る必要性が高まっている。

2 取組の具体的内容

- ・ 平成 17 年 11 月より、国民健康保険料及び保育料について高額・悪質案件の一部を特別滞納調査室へ引き継ぎ、滞納整理に着手した。
- ・ 特別滞納調査室の人員体制は、室長（課長級）1 名、主査（係長級）3 名、職員 4 名の計 8 名体制となっており、そのうち、直接回収に携わるのは室長、主査 2 名、職員 2 名の計 5 名である。
- ・ 平成 18 年 6 月に「北九州市債権回収基本計画」を策定し、同計画において平成 18 年度に引き継ぐ債権を定めた。

(1) 引継ぎ件数の拡大

国民健康保険料	18 件	→	200 件
保育料	20 件	→	200 件

(2) 新規着手

① 自力執行権のあるもの

介護保険料 20 件

港湾使用料 20 件

② 自力執行権のないもの

母子寡婦福祉資金 100 件

教育委員会奨学金貸付金 40 件

- ・ なお、特別滞納調査室に引き継ぐ債権は、高額、悪質な案件の中から各所管課と協議して決定している。

3 取組の効果

平成 17 年度

(国保料引継額) 8,713 千円 + (保育料引継額) 14,565 千円 = 23,278 千円

(国保料徴収額) 3,920 千円 + (保育料徴収額) 4,101 千円 = 8,021 千円

(平成 18 年 5 月末現在)

4 取組中の課題・問題点

- ・ 地方税法第 22 条による守秘義務の問題があるとともに、各局の権限を行使するため、特別滞納調査室の担当者は担当する債権を所管する局の職員との兼務・併任職員となる必要がある。

5 今後の課題

- ・ 滞納整理の実施について、税及び自力執行権のある税外債権は、自力執行として差押等の滞納処分を行うが、自力執行権のない税外債権（私債権）は民事執行法に基づき強制執行等の法的措置を行うこととなる。
- ・ 税の滞納整理においては、支払督促等の民事上の法的措置の執行を行ったことがないため、私債権の直接回収に当たっては制度等の知識の習得が必要である。

担当部署：財政局税制課